

取引報告書等の電磁的方法による交付等取扱規程 新旧対照表

新	旧
取引報告書等の電磁的方法による交付等取扱規程	取引報告書等の電磁的方法による交付等取扱規定 むさし証券 株式会社
<p>第1条 目的</p> <p>この規程は、当社がお客様への書面による交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社等の使用に係るコンピュータと、お客様等の使用に係るコンピュータとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法であって内閣府令で定めるもの等、及び書面の徴求等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付を受ける場合における方法等（以下「電子交付サービス」といいます。）を定めたものです。</p>	<p>第1条 目的</p> <p>この規定は、当社がお客様への書面による交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当社等の使用に係るコンピュータと、お客様等の使用に係るコンピュータとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合における方法であって内閣府令で定めるもの等、及び書面の徴求等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付を受ける場合における方法等（以下「電子交付サービス」といいます。）を定めたものです。</p>
<p>第2条 書面の種類</p> <p>お客様が本規程により電子交付サービスを利用できる書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則、その他法令諸規則に定める交付書類、及び当社がお客様に提供又は徴求する書類のうち、以下に掲げる書面（以下「取引報告書等」といいます。）とします。但し、当社はこれらの書類を紙媒体により交付又は徴求することもできるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 取引報告書 （中略） ▪ 約款・規程 （中略） ▪ その他トレジャーネットが定め、インターネット又はその他相当の方法で告知した書面 	<p>第2条 書面の種類</p> <p>お客様が本規定により電子交付サービスを利用できる書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則、その他法令諸規則に定める交付書類、及び当社がお客様に提供又は徴求する書類のうち、以下に掲げる書面（以下「取引報告書等」といいます。）とします。但し、当社はこれらの書類を紙媒体により交付又は徴求することもできるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 取引報告書 （中略） ▪ 約款・規定 （中略） ▪ その他トレジャーネットが定め、ホームページで告知した書面

新	旧
<p>第3条 書面の電磁的方法による交付方法等</p> <p>1. 本規程により、当社が行う取引報告書等の書面の電子交付サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、当社のトレジャーネットホームページ上のお客さまサイトにおいて、取引報告書等の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハに定める方法）、及び口座設定約諾書等についてトレジャーネットホームページ上のお客さまサイトにおいて、お客さまの同意に関する事項を記録する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第57条の3第1項第1号ロに定める方法）により、お客様に前条に定めた全ての書類の書面を交付又は徴求する方法をいいます。）</p>	<p>第3条 書面の電磁的方法による交付方法等</p> <p>1. <u>本規定</u>により、当社が行う取引報告書等の書面の電子交付サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、当社のトレジャーネットホームページ上のお客さまサイトにおいて、取引報告書等の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第56条第1項第1号ハに定める方法）、及び口座設定約諾書等についてトレジャーネットホームページ上のお客さまサイトにおいて、お客さまの同意に関する事項を記録する方法（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第57条の3第1項第1号ロに定める方法）により、お客様に前条に定めた全ての書類の書面を交付又は徴求する方法をいいます。</p>
<p>第4条 本サービスの申し込み</p> <p>1. トレジャーネットを利用したインターネット取引を申し込むお客様は<u>全て本規程</u>の内容に承諾いただいた上で、本サービスを同時に申し込むことができるものとし、当社が、これを承諾した場合に本サービスを利用することができます。</p> <p>2. 前項において、お客様は、<u>本規程</u>第2条に定めた全ての書面について、本規約に基づいた本サービスの利用を包括的に申し込まれたものとします。</p>	<p>第4条 本サービスの申し込み</p> <p>1. <u>全てのお客様は、</u>トレジャーネットを利用したインターネット取引を申し込まれる際に、<u>本規定</u>の内容に承諾いただいた上で、本サービスを同時に申し込むことができるものとし、当社が、これを承諾した場合に本サービスを利用することができます。</p> <p>2. 前項において、お客様は、<u>本規定</u>第2条に定めた全ての書類の書面について、本規約に基づいた本サービスの利用を包括的に申し込まれたものとします。</p>
<p>第5条 書面の電磁的方法による交付方法の留意点</p> <p>1. 当社は、当社のトレジャーネットホームページ上のお客さまサイト（お客様の口座番号及び暗証番号による認証を必要とします。）に記録された取引報告書等の記載事項を、電気通信回線を通じて<u>お客様の</u>閲覧に供する方法をとらせていただきます。ただし、当社が口座番号及び暗証番号による認証が必要でないと判断した場合は、この限りではありません。</p> <p>2. （省略）</p> <p>3. 取引報告書等の記載事項については、当該記載事項を電磁的方法により交付を行った場合又はお客様が当該記載事項に係る消去の指図を当社へ行った場合を除き、当該記載事項に関する<u>書面の掲載日から5年間</u>、本サービスにより掲載するものとします。</p>	<p>第5条 書面の電磁的方法による交付方法の留意点</p> <p>1. 当社は、当社のトレジャーネットホームページ上のお客さまサイト（お客様の口座番号及び暗証番号による認証を必要とします。）に記録された取引報告書等の記載事項を、電気通信回線を通じて<u>顧客の</u>閲覧に供する方法をとらせていただきます。ただし、当社が口座番号及び暗証番号による認証が必要でないと判断した場合は、この限りではありません。</p> <p>2. （省略）</p> <p>3. 取引報告書等の記載事項については、当該記載事項を電磁的方法により交付を行った場合又はお客様が当該記載事項に係る消去の指図を当社へ行った場合を除き、当該記載事項に関する<u>取引が行われた最後の日以後5年間</u>、本サービスにより掲載するものとします。</p>

新	旧
<p>第8条 本サービスの利用の解除</p> <p>当社は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に対し事前催告することなく本サービスの利用を解除できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様が、当社所定の手続きによりトレジャーネットの利用中止の申し出をされ、当社がそれを確認した場合 2. お客様が、<u>本規程及びトレジャーネット取引取扱規程</u>、その他法令等に違反した場合 	<p>第8条 本サービスの利用の解除</p> <p>当社は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、お客様に対し事前催告することなく本サービスの利用を解除できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様が、当社所定の手続きによりトレジャーネットの利用中止の申し出をされ、当社がそれを確認した場合 2. お客様が、<u>本規定及びトレジャーネット取引取扱規定</u>、その他法令等に違反した場合
<p>第9条 免責事項</p> <p>当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を一切負わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、<u>本規程第2条</u>に掲げた取引報告書等の全ての書類に対して本サービスを行いますが、通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害又は欠陥、これらを通じた情報伝達システム等の障害又は欠陥、あるいは第三者による妨害、侵入、情報改変等により本サービスの全て又は一部について電磁的に書面の交付ができなくなった場合に行った紙媒体交付により生じた損害 	<p>第9条 免責事項</p> <p>当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を一切負わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、<u>本規定第2条</u>に掲げた取引報告書等の全ての書類に対して本サービスを行いますが、通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害又は欠陥、これらを通じた情報伝達システム等の障害又は欠陥、あるいは第三者による妨害、侵入、情報改変等により本サービスの全て又は一部について電磁的に書面の交付ができなくなった場合に行った紙媒体交付により生じた損害
<p>第10条 規程の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>本規程は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じた時に民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。</u> 2. <u>変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。</u> 	<p>第10条 規定の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>本規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じた時には、変更されることがあります。</u> 2. <u>変更の内容が、お客様の従来の権利を著しく制限するもしくはお客様に新たな義務を課するものである時は、当社はその内容を事前にご通知するものとします。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がない時は、その変更にご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。</u> 3. <u>前項の通知は、インターネットメールによる方法に代えることができるものとします。</u> 4. <u>第2項の通知は、変更の内容が軽微であると当社が判断した場合、当社トレジャーネットホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。</u>

新	旧
<p>付 則</p> <p>1. この<u>規程</u>は、<u>平成 17 年 7 月 25 日</u>より実施する。</p> <p>2. この<u>規程</u>は、平成 18 年 11 月 24 日より一部改正施行する。</p> <p>3. この<u>規程</u>は、平成 19 年 1 月 22 日より一部改正施行する。</p> <p>4. この<u>規程</u>は、平成 19 年 10 月 1 日より一部改正施行する。</p> <p>5. この<u>規程</u>は、平成 21 年 7 月 1 日より一部改正施行する。</p> <p>6. この<u>規程</u>は、平成 24 年 1 月 1 日より一部改正施行する。</p> <p>7. この<u>規程</u>は、平成 26 年 12 月 1 日より一部改正施行する。</p> <p>8. この<u>規程</u>は、平成 28 年 4 月 1 日より一部改正施行する。</p> <p>9. この<u>規程</u>は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改正施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>1. この<u>規定</u>は、<u>平成 17 年 7 月 25 日</u>より実施する。</p> <p>2. この<u>規定</u>は、<u>平成 18 年 1 1 月 2 4 日</u>より一部改正施行する。</p> <p>3. この<u>規定</u>は、<u>平成 19 年 1 月 2 2 日</u>より一部改正施行する。</p> <p>4. この<u>規定</u>は、<u>平成 19 年 1 0 月 1 日</u>より一部改正施行する。</p> <p>5. この<u>規定</u>は、<u>平成 2 1 年 7 月 1 日</u>より一部改正施行する。</p> <p>6. この<u>規定</u>は、<u>平成 2 4 年 1 月 1 日</u>より一部改正施行する。</p> <p>7. この<u>規定</u>は、<u>平成 2 6 年 1 2 月 1 日</u>より一部改正施行する。</p> <p>8. この<u>規定</u>は、<u>平成 2 8 年 4 月 1 日</u>より一部改正施行する。</p>